

平成25年度一般会計補正予算（第2号）の 知事専決処分について

平成25年7月3日
総務部財政課

1 補正予算の趣旨

全国的な風しんの感染拡大を受け、任意の予防接種の接種者数が急激に増加しており、定期接種で主に使用されている「麻しん・風しん混合ワクチン」が一時的に不足することが懸念される状況となっているところである。

このような中、ワクチン不足の回避を図るために、接種の優先度を判別するための抗体検査を実施することとし、それに要する経費について、地方自治法第179条第1項に基づき知事専決処分により補正予算を措置した。

2 専決処分日 平成25年7月3日

3 補正予算額 41,954千円（補正後の一般会計予算額531,756,787千円）

4 補正予算の内容

（1）歳出予算

風しん抗体検査緊急対策事業 41,954千円

（2）歳入予算

繰越金 41,954千円

（3）事業概要

ワクチン不足の回避を図るため、島根県内に居住する次の者に対して、風しんの抗体検査を無料で実施

[対象者]妊婦の同居者

妊娠を希望される又は妊娠の可能性の高い女性及びそれらの同居者

[実施期間]平成25年7月4日から12月27日まで

[実施方法]県内各保健所（予約制）と指定医療機関（医療機関名は7月中旬頃公表）で実施